

“もの忘れ検診”を年間通して実施します！

— 令和4年度は4月1日から検診開始 —

認知症の早期発見と早期対応を進めるため、市内にお住まいの65歳以上の方を対象に、もの忘れ検診（認知症の簡易検査）を無料で実施します。

4年度は4月1日から開始しますので、年間を通して受診できるようになります。実施する医療機関は市内158か所で、検診の申込み等は各実施医療機関で直接受け付けます。年度内に1回の受診ができます。

もの忘れ検診の内容

対象（2つを満たす方）

1. 受診日現在、横浜市にお住まいの65歳以上の方
2. 検診受診日までに、認知症の診断を受けたことのない方

実施場所

市内医療機関 158 か所（4月1日時点）

※各区高齢・障害支援課や地域ケアプラザで配布の案内チラシ又は市ホームページでご確認ください。

[横浜市 4年度 もの忘れ検診](#) [検索](#)

実施期間

令和4年4月1日(金) ~ 令和5年3月31日(金)

費用

無料（ただし、認知症の疑いがあった場合で、専門医療機関の受診が必要な場合の紹介料は有料です。）

検診内容

認知機能などを確認する問診

認知症について

本市の認知症高齢者数は、平成27年(2015年)に約14万人となり、令和7年(2025年)には約20万人、高齢者の5人に1人の割合に増加が見込まれています*。認知症は早い気づきと対応が重要です。もの忘れ検診では、認知症の疑いのある方を早期に発見し、早期の診断と治療につなげていきます。

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業 九州大学 二宮教授）の認知症有病率が上昇する場合を使用した推計

もの忘れ検診の流れ

ステップ1

医療機関を選ぶ

※市ホームページやチラシに医療機関を掲載しています。

ステップ2

医療機関へ電話(予約)をする

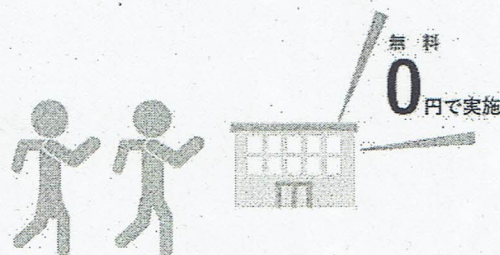
※医療機関によって曜日や時間帯を限定しています。

ステップ3

医療機関へ受診する

※医療保険証など本人確認ができるものを持参ください。

認知症の疑いがあった場合、専門医療機関を紹介します。紹介料は有料です。



お問合せ先

健康福祉局高齢在宅支援課長

水野 直樹

Tel 045-671-2368